

群馬県立聾学校（高等部）諸規定

2026年（R8）版

群馬県立聾学校（高等部）諸規定

2026年（R8）版

この規定は、高校生らしい簡素さと本校生徒としての自覚とほこりを保ち、学校内にあっては最高学部の生徒として、常に下級生の規範となることを意識してもらいたいという願いから、基本的なことがらを示した。ただし、以下にないことがらについては、上記の考え方に基づいて適切に判断して行動すること。

服装規定

1 基本規定

- (1) 登下校は学校指定の制服とする。
- (2) 部活動等で休日、長期休業中に登校する場合も、制服で登校する。やむをえない事情がある場合は申し出る。
- (3) 校内では、制服を着用することを原則とする。学校指定の体育着を着用してもよい。ただし、学校行事、定期試験、生徒会行事、儀式（入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、その他の式典）、講演会、校外学習等の時は、制服を着用する。
- (4) 部活動時の服装は、各部の規定に従う。

2 制服

- (1) 上着は本校指定のブレザーとする。本校高等部指定のネクタイもしくはリボンを着用する。
- (2) ワイシャツは、長袖、半袖とも無地のスクールワイシャツとする。ワイシャツの下に着るTシャツ類は、無地またはワンポイント等派手でないものとする。
- (3) 本校指定のスラックスまたはスカートを着用する。スラックスの太さ、スカート丈は学校指定とする。ベルトは、黒系無地の派手でないものとする。スカートのウエストが緩すぎる場合には、スカートベルトを着用してもよい。
- (4) 靴下は、白・黒・紺色のものとする。ワンポイント程度の派手でない模様は認める。式典等では、黒系とする。
- (5) ストッキングはベージュ系やブラウン系等派手でないものとする。タイツ（肌が透けないもの）は黒色無地のものとする。その他のインナー類は見えないように着用する。
- (6) セーターやカーディガンを着用する時の色は、黒・紺・グレーとする。
- (7) 夏季は、ワイシャツのみを着用してもよい。ただし儀式的行事、文化的行事等ではネクタイもしくはリボンを着用する。適用期間は5月1日から10月31日までとし、前後2週間程度を移行期間とする。また、6月～9月は、白色無地のポロシャツを着用してもよい。

《その他》

制服着用についての上記以外の希望があった場合には、多様な背景を持つ生徒への配慮の観点に基づき、別途部会等で協議し、学校長が決定するものとする。

3 体育着

- (1) 長袖、長ズボン、半袖Tシャツ、ハーフパンツ、ウインドブレーカーは、学校指定のものとする。
- (2) 学校指定のウインドブレーカーは、冬季防寒着として登下校に着用してもよい。
- (3) 半袖Tシャツの着替え用としては、白色でワンポイントまで可とする。

4 防寒着

- (1) オーバーコート、ジャンパー等の防寒着は、黒・紺・灰色の無地のものとする。ワンポイント程度の派手でない模様、フードのあるデザインも認める。授業中は、特別な場合を除き防寒着を着用してはいけない。
- (2) カーディガン、セーター、ベスト、トレーナー等の中間防寒着を着用する場合は、黒・紺・灰色の無地のものとする。ワンポイント程度の派手でない模様は認める。フードのあるデザインは認めない。中間防寒着は、制服や体育着の下に着用することを基本とし、下から大きくはみ出さないようにする。
- (3) マフラー、帽子（防寒用）、手袋等は、学生らしく派手でないものを使用する。

5 靴

- (1) 上履き・体育館シューズは、学校指定のものとする。安全のために、かかとを踏まずにきちんと履く。
- (2) 登下校時の靴は、派手でない運動靴か、黒、茶色の革靴で、くるぶしが隠れない長さのものとする。ハイヒール、厚底靴、サンダル、スリッパ等は安全上使用しない。
- (3) 体育の授業において校庭で使用する靴は、授業担当者が指示する。

6 頭髪

- (1) 清潔感のあるものとし、色染め・パーマ・カール・整髪料等を使わないヘアスタイルとする。
- (2) ゴム、ヘアピン、カチューシャ等は黒、紺、茶色とし、柄や装飾がついていないものとする。
- (3) 毛染めやエクステンション等の必要がある場合、担任に相談する。

7 その他

- (1) ピアス・ネックレス・指輪・ブレスレット等のアクセサリ類は身につけない。
- (2) ひげ、マニキュアは禁止する。
- (3) 学習に不必要な遊具、娯楽のためのもの（ゲーム機、音楽プレーヤー、カメラ、カード等）は持ちこまない。

携 帯 電 話（スマホ、その他電子機器）

1 使用について

- (1) 携帯電話は、放課後及び登下校時には家庭との必要な連絡、緊急時に使用する。学校においては登校時から下校時まで、使用しないものであるが、校内への携帯電話の所持を希望する者は、使用開始前および年度初めに別紙書式1により所持届を提出する。
- (2) 保管は登校後一時預かりし、下校時に返却する。（ないしは場合によって各自の責任で電源を切ってカバンの中にしまっておくこととする。）
- (3) 家庭で安全安心な携帯電話の使用ルールを決めて守る。
- (4) 携帯電話使用についての社会一般的なマナーを理解し守る。

2 被害者加害者にならないために以下の行為はしないよう留意する。

- (1) 自他の個人情報の流出。
- (2) 有害サイト(出会い系、アダルト系、反社会サイト)へのアクセス。

- (3) 他者を傷つけたり不安にさせたりする書き込み。
- (4) 歩行中や自転車乗車中の使用。

自転車使用について

通学等で自転車使用を希望する者は、別紙書式2により許可願いを提出すること。その提出を受けて以下の条件を検討して、許可する。

1 許可の条件

(1) 通学で使用する場合

- ①通学距離2km以上で、自転車通学するのに体力的に無理のない距離とする
- ②電車、バスなどの公共交通機関による通学手段が無いが、または自宅から最寄りの駅までの通学手段が不便な者
- ③自転車の点検整備がしっかりとしてあること（変形ハンドルは認めない）
- ④ヘルメットを着用する

(2) 学校の教育活動内で使用する場合は、許可願をその都度提出後、高等部会議で検討して、許可する。

(3) 他人に損害を与えた時に補償される個人賠償保険等に加入すること。

2 禁止事項

(1) 使用目的は、通学に限る。（前橋駅から学校までは徒歩を基本とする）

3 注意事項

(1) 交通ルールを守り、雨天時は雨合羽を着用するなど、安全に十分注意すること。

(2) 自転車本体に、許可ステッカーを常に添付する。

令和8年3月一部改正

運転免許取得について

《 普通車免許取得 》

普通自動車免許取得のために自動車教習を希望する者は、別紙書式3により「運転免許取得に関わる申請書および誓約」を提出すること。その提出を受けて検討して、許可する。

1 教習所入所まで

(1) 教習開始は第3学年第2学期の10月1日以降、進路が内定した後を原則とし、学業や学校行事等に支障のない範囲で行うこと。

(2) 教習所に入所する前に受けなくてはならない適性検査は夏季休業中等の学業や学校行事等に支障のない時期に受検すること。

(3) 教習希望者は、別紙書式3による「運転免許取得に関わる申請書および誓約」を学校に提出し、別紙書式4（上部）による「運転免許取得に関わる許可証」を受ける。許可後、教習所への申し込みを保護者の責任において行うこと。

- (4) 教習所への申し込みにあたっては、学校・教習所と十分打ち合わせをする。
- (5) 入所申し込みが完了したら、教習所から別紙書式4（下部）による「運転免許取得に関わる確認証」を受け取り、学校に提出する。

2 教習中の注意事項

- (1) 教習を受けるのは放課後とし、学業を優先する。（原則として早退、欠席は認めない）
- (2) 中間・期末試験、卒業試験の1週間前から試験期間中の教習は認めない。
- (3) 教習に際しては、高校生らしい服装や節度のある行動で臨むこと。
- (4) 帰宅時間等については、家庭と連絡をとり、危険のないように注意すること。
- (5) 寄宿舎生は、寄宿舎担当指導員と十分に打ち合わせを行い、寄宿舎のルールに従うこと。

3 免許取得後の注意事項

- (1) 免許証を取得しても在学中の運転は認めない。取得した免許証は、保護者が責任を持って保管する。
- (2) 詳細については、第3学年第1学期保護者会の時に該当生徒に説明をする。

（令和5年9月一部改正）

《 二輪免許取得 》

希望がある場合は学校に相談する。

（令和5年9月一部改正）

私物情報処理機器(※)に関する規定 (ICT機器、携帯型記憶装置等)

保護者の同意を得て学校に申請する。

（令和5年9月一部改正）

アルバイトの規定

アルバイト希望者は、事前に別紙書式5によりアルバイト届を校長に提出すること。ただし、学業に支障の無い勤務時間や仕事内容で、高校生がアルバイトするのにふさわしい仕事を選ぶこと。学校管理外に行われるものであるから、群馬県青少年健全育成条例に則り、保護者の監督の下、安全に行うこと。またアルバイト終了後は、別紙書式6によりアルバイト報告書を校長に提出すること。

1 注意事項

- (1) 青少年は、酒類を扱う仕事・客接待・危険な作業・過労につながる長時間勤務等に従事するのは禁止されている。
- (2) 青少年は、深夜（午後10時から翌日の午前4時まで）に従事するのは禁止されている。また、この時間帯に家庭に帰着してないと、深夜徘徊となる。
- (3) 勤務する事業所と、事前に仕事内容・勤務時間・賃金等についてよく話し合い、互いに間違いの無いように契約・履行すること。保護者とよく相談・確認を行うこと。

一般的規定

1 外出

- (1) 先輩や見知らぬ人の自動車に乗らない。また、街中で声をかけられてもついていかない。
- (2) 外出する場合には、保護者の許可を得て行うこと。無断外泊や、異性の家に宿泊することは禁止する。

- (3) 群馬県青少年健全育成条例 (H. 19. 10. 1 施行) では、深夜 (22:00~朝 4:00) の外出は認められず、保護者同伴でも深夜徘徊として警察の保護指導の対象になる。
- (4) その他、高校生として適切な行動をすること。

2 旅行

- (1) 群馬県青少年健全育成条例に則り、保護者の承認・監督の下、安全に行うこと。
- (2) 海外旅行は、事前に計画の概要を学校に知らせること。

公共物破損の行為があった場合

(昭和 53 年度第 3 学期より適用)

原則的に以下のように処置する。

- 1 高等部生徒が故意または過失によって公共物を破損した場合は、これを弁済する。
ただし、公共物とは、学校の道具、設備、施設すべてを含むものとする。

付記 2000年10月 一部改正
2008年 4月 一部改正
2011年 3月 一部改正
2011年 6月 一部改正
2012年 1月 一部改正
2012年12月 一部改正
2014年 3月 一部改正
2016年 3月 一部改正
2019年 3月 一部改正
2020年 3月 一部改正
2022年 2月 一部改正
2023年 9月 一部改正
2026年 3月 一部改正

別紙書式1

(学校記入欄)

許可

・ 不許可

決裁日

令和____年____月____日

校長	教頭	高等部主事	生徒指導主事	生徒指導係(高)	情報係	担任

(以下申込者記入)

学校内における携帯電話所持届

令和____年____月____日

群馬県立龔学校長 様

学校内において携帯電話の所持について届け出ます。

なお携帯電話の使用については、学校規定に同意し、保護者の責任において有害情報等の閲覧・利用を防止し、安全に携帯電話を使用するように監督いたします。

高等部____年____組 生徒氏名_____

保護者氏名_____ 印

1 携帯電話のフィルタリング設定状況 (あてはまるものに○)

あり ・ なし

※ なしの場合は、理由書のコピーを添付してください。

理由書とは、フィルタリング設定をしない場合、携帯電話を契約した事業者に対して、保護者が提出することを義務付けられた書類のことです。

2 家庭で話し合った携帯電話利用に関するルールについて (概略を書いてください)

① 使用目的、利用サイト等について

② 使用時間について

③ その他

別紙書式2

(学校記入欄) 許可 ・ 不許可 決裁日 令和____年____月____日

校 長	教 頭	高等部主事	生徒指導主事	担 任	

(以下申込者記入)

通学等における自転車使用許可願

令和 ____年____月____日

群馬県立豊学校長 様

通学等において自転車の使用を許可していただきたく、お願い申し上げます。

なお、自転車使用の際には交通法規を守らせ以下のことを行います。

①個人賠償保険等に加入する

②ヘルメットを着用させる

また、整備された自転車を使用し、保護者の責任で監督します。万一の事故等には保護者の責任で対応いたします。

高等部____年____組 生徒氏名_____

保護者氏名_____ 印

1 使用目的 (具体的に記述してください)

2 自転車使用区間 (使用区間が複数ある場合は、すべて記入)

① _____から_____まで 距離_____km 所要時間_____分

② _____から_____まで 距離_____km 所要時間_____分

③ _____から_____まで 距離_____km 所要時間_____分

3 個人賠償保険等の名称

4 自転車使用区間の道順

(裏面を利用して地図を書き、赤色で道順を示してください。地図のコピー添付可)

別紙書式3

運転免許取得に関わる申請書および誓約

群馬県立聾学校長 様

学校の規則を厳守して、一切を保護者の責任のもとに処理いたしますので、ご許可のほどよろしくお願いいたします。

申請年月日 令和 年 月 日

申 請 者	生徒氏名	高等部	科	年	氏名
	生徒の生年月日	平成	年	月	日
	生徒の住所				
	保護者氏名	印			
取得免許証の種類					
取得をしようとする理由					
免許取得のために通う	名 称				
	住 所				
	電話番号				
	入所予定日	令和	年	月	日 ()

なお、普通自動車運転免許を在学中に取得した場合には、卒業式終了までは免許証を保護者に預け、運転しないことをお約束いたします。

令和 年 月 日

本人署名 _____ 印

上記の者が普通自動車運転免許を在学中に取得した場合には、卒業式終了までは免許証を家庭で保管し、運転させないことをお約束いたします。

令和 年 月 日

保護者署名 _____ 印

別紙書式4

家庭保管

運転免許取得に関する許可証

下記生徒による運転免許取得申請について、
これを許可する。

高等部 年 組 氏名

令和 年 月 日

群馬県立聾学校長

切り取り線

※紙面上部、許可証は家庭保管、

下部確認証については、教習所で記入してもらった後、学校に提出してください。

学校提出

運転免許取得に関する確認証

群馬県立聾学校高等部生徒 _____ の、本教習所への入所
を下記のとおり受付いたしました。

入所受付年月日	
教習開始年月日	

令和 年 月 日

教習所名

所 長

別紙書式5

(学校記入欄)

決済日 令和 ____年__月__日

学校長	教頭	高等部主事	生徒指導主事	担任	

(以下申請者記入)

アルバイト届

群馬県立聾学校長 様

令和 ____年__月__日

高等部 ____科 ____年__組

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

下記のとおりアルバイトをさせたいと思いますのでお届け致します。
 学校のルールを遵守し、貴校生徒としてふさわしい言動をとるよう保護者が責任を持って指導いたしますのでよろしくお願い致します。

記

1 理由	本人	
	保護者	
2 アルバイト先 事業所名		印
代表者		印
住所	〒	TEL () FAX ()
仕事内容 (具体的に)		
3 期間	令和 ____年__月__日 ~ 令和 ____年__月__日	()日間
4 実施時間	時__分 ~ 時__分	まで ()時間
5 賃金	時給: _____円	総額 _____円
6 通勤方法 所要時間		所要時間 ()
7 収入の用途 (予定も含めて 記述)		

別紙書式 6

(学校記入欄)

決済日

令和____年____月____日

学校長	教頭	高等部主事	生徒指導主事	担任	

(以下申請者記入)

アルバイト報告書

群馬県立聾学校長 様

令和 年 月 日

高等部 科 年 組

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

下記のとおりアルバイトを行いましたので、報告いたします。

記

1 アルバイト先 事業所名	
仕事内容 (具体的に)	
2 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 () 日間
3 実施時間	時 分 ~ 時 分まで (時間)
4 賃 金	合計 円 (時給: 円)
5 本人感想	
6 保護者感想	